

発議第 2 号

(議案第 4 号)美瑛町宿泊税条例の制定に対する付帯決議について

美瑛町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 6 月 20 日

提出者 議員 八 木 幹 男

賛成者 議員 京 屋 愛 子

提案理由

令和 7 年第 2 回定例会において「美瑛町宿泊税条例」制定の提案を受け、議会では、専門的知識を持つ講師を招き町民対象の「講演会・意見交換会」を開催、さらに、町民の意見を公式に聴くことを目的とする「公聴会」を開催するなど慎重に審査に努めてきたところである。

美瑛町宿泊税条例案の作成にあたっては、「観光目的税に係る懇談会」や「財源検討委員会」等で協議をし、アンケート等も繰り返し実施してきたことは評価するところであるが、制度設計を重視するあまり、税を徴収する立場となる宿泊事業者との意見交換が十分に行われてこなかったと思われる。

よって、次のとおり決議する。

(議案第 4 号) 美瑛町宿泊税条例の制定に対する付帯決議

美瑛町における観光振興は、観光事業者に利益を、町民には豊かさや誇りを、地域課題には解決をもたらすといった考え方にに基づき、官民協働で進めていかなければならない。

そのために、宿泊事業者による協議組織の設置の意義を理解し、条例議決後すみやかに、宿泊事業者と信頼関係の構築を行うこと。

また、町は滞在型観光に関する振興策等を、その協議組織に諮問することや宿泊事業者の税徴収に係る手数料などの経済的負担の緩和措置を講じるなど、宿泊事業者と建設的な議論をするよう強く求めるとともに、適時、適切に条例の見直しに努めること。

以上、決議する

令和 7 年 6 月 20 日

美 瑛 町 議 会

○ (議案第4号) 美瑛町宿泊税条例の制定に対する修正案 新旧対照表

修正案	原案
<p>第1条～第19条 【略】</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、法第669条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して<u>2年3月</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2～8 【略】</p>	<p>第1条～第19条 【略】</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、法第669条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して<u>1年3月</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2～8 【略】</p>